

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



ごあいさつ

弁護士は最初の3年から5年程は法律事務所に就職して、給料をもらう勤務弁護士（いわゆる「イン弁」といいます）になります。その間、先輩弁護士から様々なトレーニングを受けて一人前になり、その後独立していくというのがこれまでの通常のパターンでした。ところが、数年前から司法試験の合格者を激増させたため、最近では就職先を確保することが極めて困難な状況になっています。弁護士にはなったが、就職することができず、いきなり独立せざるを得ない弁護士が出てきています。当然、いきなり独立しても仕事があるわけではなく、経済的にも厳しい状況に置かれます。このような状況を放置すると、弁護士が市民の皆様に対し、良質なリーガルサービスを提供することが難しくなっていくのではないかと危惧されます。弁護士の数を激増させる施策は早急に是正されるべきです。

さて、今回は、戸籍について簡単に見てみましょう。とくに結婚や離婚に伴って戸籍がどうなるのかについて検討します。

平成22年5月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

結婚・離婚で戸籍はどうなる??

(問) 結婚すると戸籍はどうなりますか。

(答え) 戸籍は、夫婦とその間に生まれた夫婦と同じ姓を名乗る子ごとに作られます。やがて、子が結婚すると、その子は親の戸籍から独立、結婚相手と新しく夫婦の戸籍を作ります(新戸籍の編製)。この場合は、夫婦の姓に決めた姓をもともと名乗っていた夫または妻が、新戸籍の筆頭者となります。

(問) 離婚すると戸籍はどうなりますか。

(答え) 離婚すると、筆頭者でない配偶者は夫婦の戸籍から除籍されます。そしてその配偶者は結婚前の戸籍に戻る(復籍)のが原則です。ただし、前の戸籍がすでに除籍簿に入っていたり、本人が新戸籍を望んだときは、前の戸籍に戻らず、その配偶者を筆頭者とした新戸籍が作られます。たとえば、離婚した妻が子どもを同じ戸籍に入れようと考えているなら、妻を筆頭者とした新戸籍を作る必要があります。

(右上へ)

ところで、結婚で姓を変えた配偶者は、離婚すると旧姓に戻ります(復氏)。しかし、離婚から三ヶ月以内に、離婚の際に称していた氏を称する届を出せば、離婚後も夫婦の姓を使うことができます。

(問) 夫と離婚することになりました。私たち夫婦には未成年の息子が一人いますが、話し合いで親権者は私になることになりました。息子は当然に私の戸籍に入ることになるのですか。

(答え) あなたが親権者だとしても息子さんは夫の戸籍に残ります。ですから、当然に親権者であるあなたの戸籍に入るわけではありません。その子をあなたの戸籍に移すには、まず家庭裁判所に子の氏の変更許可の審判を申し立て、裁判所の許可をもらわなければなりません。その許可が下りたら、入籍届に審判書の謄本を付けて届け出て、それが受理されてはじめて、息子さんはあなたの戸籍に入ることとなります。なお、審判申立てや入籍届は子に代わって親権者がしますが、その子は満15歳以上のときは、その子がします。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告㊦)